

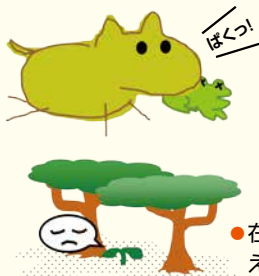
【外来種とは】

- もともとその地域にいなかったのに、意図的または非意図的に人間活動によって他地域から導入された生物のことを指します。
- 日本の野外に生息する外来種の数、2,000種を超えるといわれています。
- 外来種の中には、農作物や家畜、ペットのように、私たちの生活に欠かせない生物もたくさんいます。
- 一方で、地域の自然環境などに大きな影響を与えるものもいて、これらを侵略的外来種といいます。

侵略的外来種が引き起こす3つの悪影響

① 日本固有の生態系への影響

- 在来種(もともとその地域にいる生物)を食べる



- 近縁の在来種と交雑して雑種をつくる



- 在来種のすみかを奪ったり、えさを奪い合ったりする

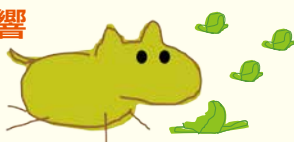
② 人の生命・身体への影響

- 毒をもっている
- 人をかんだり刺したりする



③ 農林水産業への影響

- 農林水産物を食べる
- 畑を踏み荒らす



外来種被害予防3原則

～侵略的外来種による被害を予防するために～

① 入れない

悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」

② 捨てない

(逃がさない・放さない・逸出させないことを含む)
飼養・栽培している外来種を適切に管理し「捨てない」

③ 拡げない

(増やさないことを含む)
既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」

外来種は人間生活と密接にかかわりを持っていることが多く、その問題は日常生活に密着した問題であるため、国民の皆様一人一人の理解と適切な対応が求められています。外来種に関わる際には、この3原則を心にとめ、行動することが重要です。生き物を飼育する場合は、その生き物の寿命、成長したときの大きさ、生態等を十分調べた上で、責任を持って終生飼育してください。

お問い合わせ先

〈 最寄りの環境省地方環境事務所等の野生生物課 〉

北海道地方環境事務所 TEL: 011-299-1950	近畿地方環境事務所 TEL: 06-6881-6505
釧路自然環境事務所 TEL: 0154-32-7500	中国四国地方環境事務所 TEL: 086-223-1561
東北地方環境事務所 TEL: 022-722-2870	四国事務所 TEL: 087-811-7240
関東地方環境事務所 TEL: 048-600-0817	九州地方環境事務所 TEL: 096-322-2413
中部地方環境事務所 TEL: 052-955-2139	沖縄奄美自然環境事務所 TEL: 098-836-6400
信越自然環境事務所 TEL: 026-231-6570	

詳しくは ▶ <http://www.env.go.jp/nature/intro/reo.html>

〈 環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室 〉

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL: 03-5521-8344 FAX: 03-3581-7090

外来生物対策室ホームページ
日本の外来種対策



<http://www.env.go.jp/nature/intro/>

令和2年11月2日改訂

外来生物法

外来生物の飼育・販売にご注意ください



ハナガメ(タイワンハナガメ)



ウシガエル



ボタンウキクサ(ウォーターレタス)



ナイルパーチ

環境省・農林水産省

【 外来生物法とは 】

正式には

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」といい、

特定外来生物による

生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的としています。

【 特定外来生物とは 】

もともと日本にいなかった生物(外来生物)のうち、生態系などに被害を及ぼすものを**特定外来生物**として指定し、**飼育・栽培・保管・運搬、輸入、販売・譲渡、放出**などを原則として禁止しています。

輸入を禁止することで、国外からの特定外来生物の侵入を防ぎ、飼育や運搬などを禁止することで国内における特定外来生物の拡散を防ぎます。また、国内に侵入したものについては、必要に応じて防除が行われます。

特定外来生物の指定

飼育・輸入等の規制

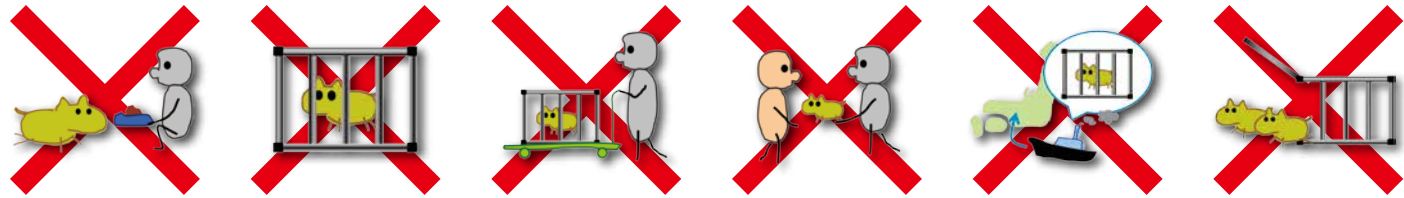
飼育・栽培・保管・運搬、輸入、販売・譲渡、放出などを規制

防除の実施

●生態系 ●人の生命・身体 ●農林水産業への被害を防止

特定外来生物は

飼育・栽培・保管・運搬、輸入、販売・譲渡、野外に放つことなどが原則として禁止されます。



※これらの項目に違反した場合、最高で個人の場合3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、法人の場合1億円以下の罰金が科されます。

特定外来生物リスト

ほ乳類	フクロギツネ、ハリネズミ属、台湾ザル、カニクイザル、アカゲザル、ヌートリア、クリハラリス(台湾リス)、フィンレイソンリス、タイリクモモンガ(エゾモモンガを除く)、トウハイイロリス、キタリス(エゾリスを除く)、マスカラット、カニクイアライグマ、アライグマ、アメリカミンク、ファイリマングース、ジャワマングース、シママングース、アキシスジカ属、シカ属(ホンシュウジカ、ケラマジカ、マゲシカ、キュウシュウジカ、ツシマジカ、ヤクシカ、エゾシカを除く)、ダマシカ属、シフソウ、キョン、台湾ザル × ニホンザル、アカゲザル × ニホンザル
鳥類	カナダガン、ガビチョウ、カオグロガビチョウ、カオジロガビチョウ、ソウシチョウ、シリアカヒヨドリ、ヒゲガビチョウ
爬虫類	カミツキガメ、ハナガメ(台湾ハナガメ)、スウィンホーキノボリトカゲ、アノリス・アルログス、アノリス・アルタケウス、アノリス・アングステイケブス、グリーンアノール、ナイトアノール、ガーマンアノール、アノリス・ホムレキス、ブラウンアノール、ミドリオオガシラ、イヌバオオガシラ、マングロープヘビ、ミナミオオガシラ、ボウシオオガシラ、台湾スジオ、台湾ハブ、ハナガメ × ニホンシガメ、ハナガメ × ミナミシガメ、ハナガメ × クサガメ
両生類	ブレーズヒキガエル、キンイロヒキガエル、オオヒキガエル、ヘリグロヒキガエル、アカボシヒキガエル、オークヒキガエル、テキサスヒキガエル、コノハヒキガエル、キューバスツキガエル(キューバアマガエル)、コキーコヤスガエル、ジョンストンコヤスガエル、オンシツガエル、アジアジムグリガエル、ウシガエル、シロアゴガエル
魚類	ガー科全種、ガー科に属する種間の交雑により生じた生物、オオタナゴ、コウライギギ、ブラウンブルヘッド、チャンネルキャットフィッシュ、フラットヘッドキャットフィッシュ、ヨーロッパナマス(ヨーロッパオオナマス)、カワカマス科、カワカマス科に属する種間の交雑により生じた生物、カタヤシ、ガンブスイア・ホルプロオキ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、ラウンドゴビー、ナイルパーチ、ホワイトパーチ、ホワイトバス、ストライプトバス、ホワイトバス × ストライプトバス(サンシャインバス)、ラッフ、ヨーロピアンパーチ、パイクパーチ、ケツギョ、コウライケツギョ
昆虫類	アカボシゴマダラ(アカボシゴマダラ奄美亜種を除く)、クビアカツヤカミキリ、アングラトゥスマルバネクワガタ、バラデバルバネクワガタ、ギガントスマルバネクワガタ、カツラマルバネクワガタ、マエダマルバネクワガタ、マキシムスマルバネクワガタ、ベラルマトゥスマルバネクワガタ、サンダースマルバネクワガタ、タナカマルバネクワガタ、ウォーターハウスマルバネクワガタ、テナガコガネ属(ヤンバルテナガコガネを除く)、クモテナガコガネ属、ヒメテナガコガネ属、セイヨウオオマルハナバチ、ハヤゲフシアリ、アルゼンチンアリ、ソレノプスイス・ゲミナタ種群、ソレノプスイス・サエヴィス種群、ソレノプスイス・トルリデンス種群、ソレノプスイス・ヴァイルレンス種群、上記4種群に属する種間の交雑により生じた生物、コカミアリ、ツマアカスズメバチ
甲殻類	タイロガンマルス・ヴィロス、ザリガニ科全種、アメリカザリガニ科全種(アメリカザリガニを除く)、アジアザリガニ科全種(ニホンザリガニを除く)、ミナミザリガニ科全種、モクスガニ属(モクスガニ、オガサワラモクスガニを除く)
クモ・サソリ類	キョクトウサソリ科全種、アトラクス属、ハドロニユケ属、ロクソスケレス・ガウコ、ロクソスケレス・ラエタ、ロクソスケレス・レクルサ、ゴケグモ属(アカオビゴケグモを除く)
軟体動物等	カワヒバリガイ属、クワガガイ、カワホトギスガイ、ヤマヒタチオビ(オカヒタチオビ)、ニューギニアヤリガタリクウムシ
植物	ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ボタンウキクサ(ウォーターレタス)、アゾルラ・クリスタータ、オオキンケイギク、ミスヒマワリ、ツルヒヨドリ、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、アレチウリ、ナガエモウセンゴケ、オオフサモ(パロットフェザー)、エフクレタヌキモ、ウトウリクラリア・インフラタ、ウトウリクラリア・ブラテンシス、ルドウィギア・グランディフロラ、ビーチグラス、スバルティナ属、オオカワヂシャ

合計7科13属123種9交雑種(156種類) 令和2年11月2日現在

お知らせ

- 学術研究、展示などの目的で特定外来生物の飼育等をしたい方は、あらかじめ主務大臣の許可の申請を行う必要があります。
- ペット・観賞の目的で特定外来生物の飼育等をする事は禁止されています。しかし、特定外来生物に指定された時、既に飼育等をしていた個体に限り、許可を得て飼育等を行うことができます。その場合、指定後半年以内に許可の申請を行う必要があります。
- 特定外来生物以外にも「未判定外来生物」、「種類名証明書の添付が必要な生物」については、輸入に制限がかかります。
- 特定外来生物の野外への放出等は原則として禁止されていますが、防除に資する学術研究の目的で行う場合に限り、あらかじめ主務大臣の許可を得て行うことができます。
- 手続きなどの詳細につきましては、最寄りの環境省地方環境事務所等までご連絡ください。